

片平町内会役員候補選出規定

（この規定の趣旨）

第 1 条 この規定は、片平町内会会則（以下会則という）第 19 条に基づき、片平町内会役員候補推薦に関する必要事項を定める。

（役員候補者の推薦委員会）

第 2 条 会長は、会則第 16 条の役員に充当すべき必要な人員の推薦をする役員候補者の推薦委員会を招集する。

（役員候補者の推薦委員会委員）

第 3 条 役員候補者の推薦委員会委員は、会長・副会長を含む下記の現役員からの選出とし、13 名とする。

- 1) 会長
- 2) 副会長
- 3) 地区長
- 4) 室長
- 5) 部長
- 6) 監査

2 役員候補者の推薦委員会の委員長は委員の互選とする。

（役員候補者の推薦方法）

第 4 条 推薦委員会委員は、下記の役員候補を推薦する。

- 1) 会長・副会長候補者（但し、顧問・相談役の意見を参考とする。）
- 2) 地区長候補者（但し、各地区の慣習に基づき選出する。）
- 3) 室長・室員候補者
- 4) 部長・副部長候補者
- 5) 監査候補者
- 6) 専門部長は、次の部とする。

（1）交通部長 町内会推薦委員のうちの交通指導員が務める。

（2）防火部長 協力団体役員のうちの消防団片平班班長が務める。

（役員候補者の役員会での承認）

第 5 条 候補者が選出されたら、推薦委員会委員長は役員会の承認を得る。

（役員候補者の推薦委員会の解散）

第 6 条 役員候補推薦委員会は、前条の報告をもって解散する。

（役員の承認）

第 7 条 会長は、会則第 28 条 3 項に基づき、役員候補者を総会に諮り承認を求めなければならない。

第 8 条 役員が在任中に事故あるときは、会長は会則第 18 条 2 項に基づき、暫定措置として補充することができる。但し、補充者は残存期間とし、役員の承諾の上、かつ次年度総会又は臨時総会で承認を求めなければならない。

第 9 条 推薦委員会の事務局は総務部があたる。

以上

附 則

- (1) 施行期日 この規定は、昭和49年4月29日から施行する。
- (2) 旧規定の廃止 片平町内会役員選出規定(昭和41年1月24日)は、廃止する。
- (3) 施行期日 この規定は、平成6年4月1日から施行する。
- (4) 旧規定の廃止 片平町内会役員選出規定(昭和49年4月29日)は、廃止する。
- (5) 施行期日 この規定は、平成18年6月9日から施行する。
- (6) 旧規定の廃止 片平町内会役員選出規定(平成6年4月1日)は、廃止する。
- (7) 施行期日 この規定は、平成20年4月1日から施行する。
- (8) 旧規定の廃止 片平町内会役員選出規定(平成18年6月9日)は、廃止する。
- (9) 施行期日 この規定は、平成23年8月1日から施行する。
- (10) 旧規定の廃止 片平町内会役員選出規定(平成20年4月1日)は、廃止する。
- (11) 施行期日 この規定は、平成24年12月23日から施行する。
- (12) 旧規定の廃止 片平町内会役員選出規定(平成23年8月1日)は、廃止する。
- (13) 施行期日 この規定は、平成26年4月20日から施行する。
- (14) 旧規定の廃止 片平町内会役員選出規定(平成24年12月23日)は、廃止する。
- (15) 施行期日 この規定は、令和5年4月23日から施行する。
- (16) 旧規定の廃止 片平町内会役員選出規定(平成26年4月20日)は、廃止する。
- (17) 施行期日 この改訂規定は、令和8年7月26日から施行する。

以上